

議案第 13 号

橋本市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例について

橋本市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 5 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例

橋本市特別用途地区建築条例(平成20年橋本市条例第40号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線又は太線の部分である。

改正後		改正前	
<p>(用語の意義) 第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。 <u>(1) 特別工業地区 特定の工業の利便の増進及び環境の保護に支障を及ぼすおそれのある施設の立地を制限する地区</u> <u>(2) 特別住工共生地区(住居型) 準住居地域において、工業と住居とが調和を図りつつ共存するために一定の施設の立地を制限する地区</u> <u>(3) 特別住工共生地区(工業型) 準工業地域において、工業と住居とが調和を図りつつ共存するために一定の施設の立地を制限する地区</u></p>		<p>(用語の意義) 第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)の定めるところによる。</p>	
別表(第3条関係)		別表(第3条関係)	
特別用途地区	建築制限の対象となる建築物の種類及び用途	特別用途地区	建築制限の対象となる建築物の種類及び用途
特別工業地区	略	特別工業地区	略
特別住工共生地区(住居型)	<p>1 ホテル又は旅館</p> <p>2 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する令第130条の7の3で定めるもの</p> <p>3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場外勝舟投票券販売所その他これらに類するもの</p> <p>4 カラオケボックスその他これに類するもの</p>		

	5 令第130条の7で定める規模の畜舎
	6 工場(令第130条の6で定めるものを除く。)
特別住工共生地 区(工業型)	1 住宅
	2 共同住宅、寄宿舎又は下宿
	3 ホテル又は旅館
	4 カラオケボックスその他これに類するもの
	5 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する令第130条の7の3で定めるもの
	6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場外勝舟投票券販売所その他これらに類するもの
	7 キャバレー、料理店その他これらに類するもの
	8 令第130条の7で定める規模の畜舎
	9 工場(令第130条の6で定めるものを除く。)
	10 法別表第2(る)項第1号(一)から(三)まで、(十一)又は(十二)の物品の貯蔵又は処理に供するもので令第130条の9に定めるもののうち準住居地域に定める数量を超えるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。